

いじめ防止基本方針

(1) はじめに

この方針は、国が定める「いじめ防止等のための基本的な方針」、「秋田県いじめ防止等のための基本方針」及び「仙北市いじめ防止等のための基本方針」を参酌し、地域の実態、本校の教育目標や目指す学校像、目指す児童像等を踏まえて本校が定めるものである。

本校では、教育目標を「自分を作る喜びを知り、希望と自信を持って歩もうとする子どもの育成」とし、キャリア教育では「夢や目標の実現に取り組める子ども」、人権教育では「他との関わり合いの中で自らの心を育む子ども」を目指している。その基本となるものは「仲間や地域との関わり合いを大切にすること」である。地域の特性を充分に生かし、地域・保護者と一体になって「いじめの防止」に向けて取り組むものである。

(2) いじめに対する基本的な考え方

(いじめの定義)

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法から）

(学校及び職員の債務)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで、本校では、あらゆる教育活動の中で「いじめは決して許さない」という毅然とした態度で、児童にいじめは許されない行為であり、法的にも禁止されていることを理解させる。また、保護者や地域、他の関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、最優先で適切かつ迅速に対処するとともにその再発防止に努める。

(3) いじめ防止等のための組織

① いじめ防止対策委員会

いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭からなる「いじめ防止対策委員会」を組織する。

② 「児童を語る会」

月1回、全職員による「児童を語る会」を開催し、全校児童に関わる情報を共有し合う。特に、いじめに関わる児童の言動や指導についての情報の共有を重視し、その指導やその後の変容について話し合う。また、いじめが疑われる事案が発生した場合、職員朝会や臨時の会議で、すぐ情報を共有し合うと共に職員全員で即時対応する。

③ いじめ防止についての研修会等への参加

県や市が開催する「いじめ防止」等に関わる研修会へ積極的に参加し、職員の資質の向上を図る。また、校内においては伝達講習を実施し、校内研修の充実を図る。

(4) いじめ防止等の具体的対策

① いじめの未然防止のために

ア 経営の重点に「豊かな心の育成」を掲げ、「学年を越えた交流活動」「地域の方々との交流活動」「明るいあいさつと元気な返事」を中心に、いろいろな人との交流を通して、豊かな人間性を育み、好ましい人間関係の形成に資する体験活動が推進できる集団づくりに努める。

イ 目指す子どもの姿の一つに「しっかり聞いて 考えをもって 表現できる子」を掲げ、自分の考えをしっかりと発言できると共に他の人の話をしっかりと聞き、どうするべきかを正しく判断したり、行動したりできるように努める。

ウ キャリア教育的視点から、自分づくりのため記録ノート「キャリアノート」を活用して、同級生のがんばりを励まし合うことで、認め合い、尊重し合い、共に高め合えるようにする。

エ 学校行事や児童集会等で、縦割り活動（異学年交流）により、思いやりの気持ちや支え合う気持ち、人のために役立つとする気持ちを育む。

オ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。

カ 学級活動の時間を活用して、インターネット等についての情報モラルについて指導する。

キ 保育園、中学校、大曲養護学校仙北分教室との交流学习を行い、相互に理解し合い、共感的な人間関係を構築できる社会性を育む機会とする。

② いじめ早期発見のために

ア 保護者・地域との信頼関係を構築し、円滑な連携を図れるように努める。保護者からの相談には迅速に対応し、面談や家庭訪問等誠実な対応に努める。白岩・菌田・広久内の各区長との連携を図りながら、日常的に支援体制を構築するように努める。

③ いじめ調査等

いじめを早期発見するために、児童や保護者に対する調査を実施する。

ア 児童対象いじめアンケート調査（月1回）

イ 保護者対象いじめアンケート調査（年2回 7月 11月）

ウ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（年2回 7月 12月）

エ 保護者との面談（年2回 7月 12月）

オ 保護者による学校評価（いじめ調査を含む）（年1回 1月）

（5） いじめに対する措置

（早期対応について）

① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、別室での授業が必要であると認められる時には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室での学習を行わせる措置を講ずる。

④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

（重大事態について）

① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当期間学校を欠席すること（年間30日を目安として連続して欠席している場合）を余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会に速やかに報告し、協議のうえ当該事案に対処する組織を設置する。

② 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに関係機関との連携を図り、調査結果については条例に基づいて適切に情報を提供する。

（6） 関係機関との連携

（地域との連携）

① 地域の学校という観点から、学校報やHP等で地域に学校の取り組みを周知するとともに、地域の郵便局の窓口に学校報を置かせていただき、学校の取組の周知を図る。

② 年に1回、学校評議員会並びに学校運営委員会を開催して地域との連携を図る。また、年に1度、民生児童委員との懇談会を開催して情報交換をする。

③ 地域行事「白岩地区運動会」「白岩城址燈火祭」に積極的に参加したり、「白岩焼き」を学んだりして、いろんな機会に地域の協力を得て、地域と共に教育活動を推進する。

（専門機関等との連携）

① 仙北市教育委員会、北浦教育文化研究所、仙北市に配置されているスクールカウンセラーと常時連携を図る。

② 仙北警察署との連携を図り、学校周辺の継続的な巡回や連絡体制を常に整備する。

③ 福祉事務所や児童相談所との連絡体制を整え、必要に応じて情報交換できるようにする。